

子育て等児童に対する相談支援事業について

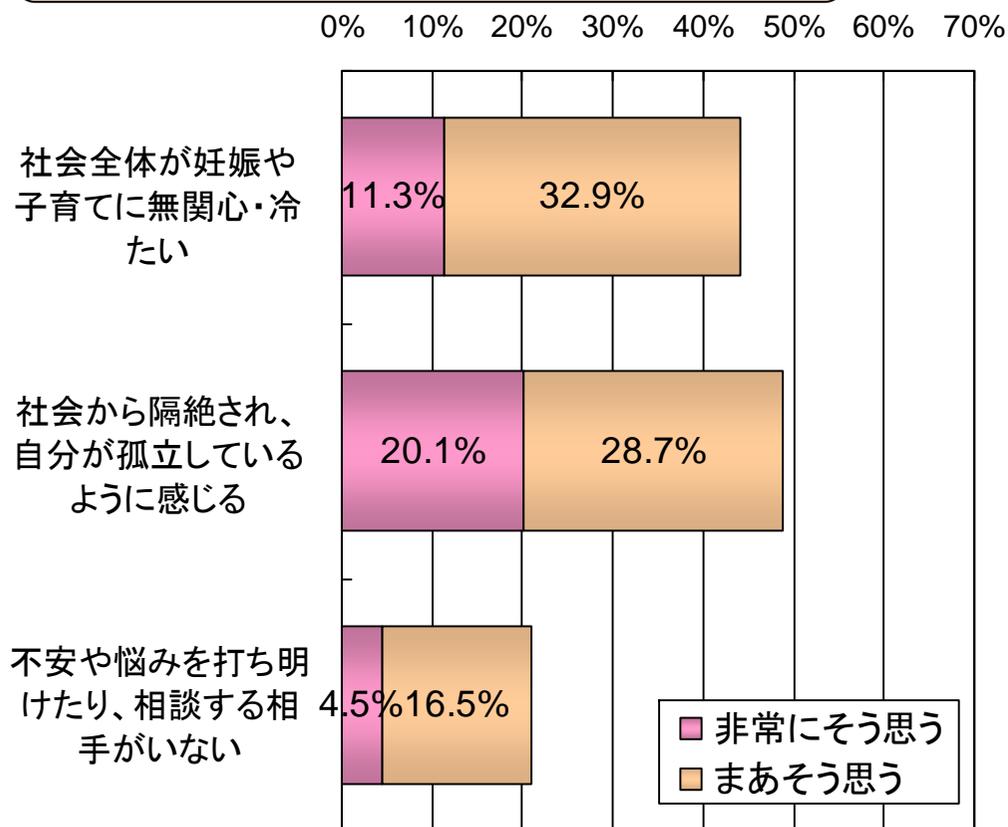
2008年1月30日

厚生労働省雇用・均等児童家庭局

子育ての孤立化と負担感の増加

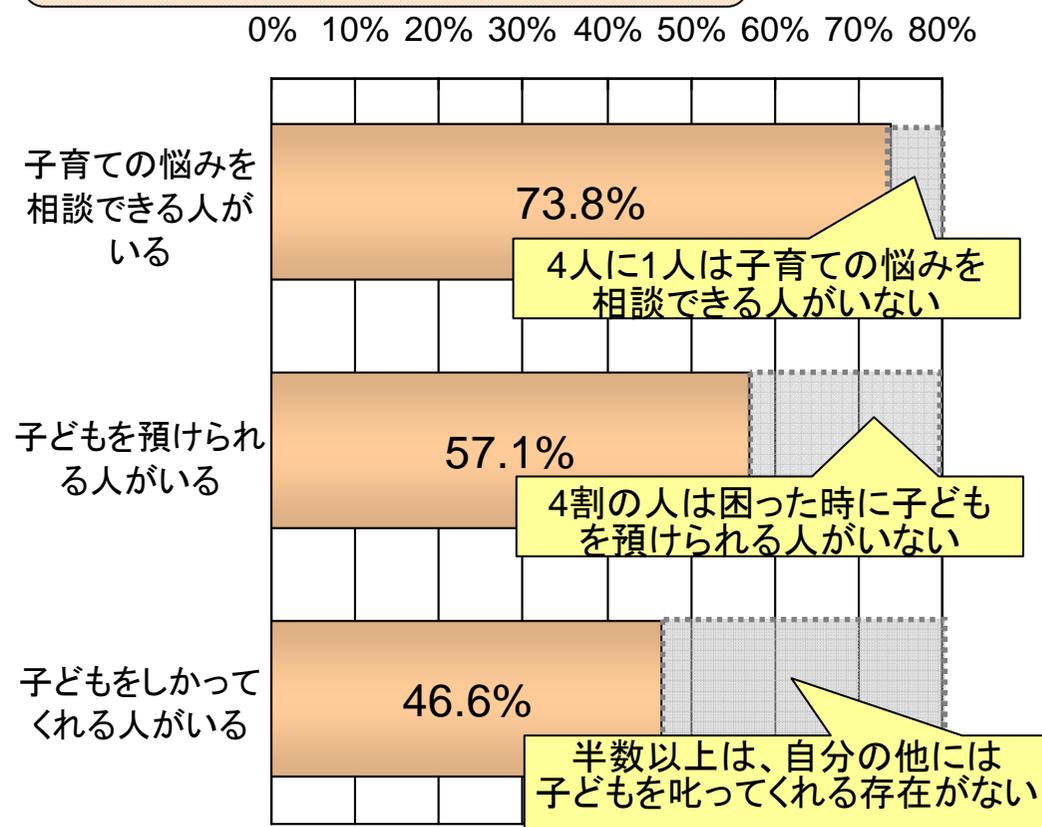
- 地域のつながりが希薄化するとともに、長時間労働等により父親の育児参加が十分に得られない中、子育てが孤立化し、負担感が大きくなっている。
- 保育サービス等の就労を支えるサービスだけでなく、就労の有無にかかわらず、すべての子育て家庭を支える取組が必要。

妊娠中又は3歳未満の子どもを育てている母親の周囲や世間の人々に対する意識



資料:財団法人こども未来財団「子育て中の母親の外出時等に関するアンケート調査結果」(2004年)

地域の中での子どもを通じたつきあい



資料:(株)UFJ総合研究所「子育て支援策等に関する調査研究」(厚生労働省委託)(2003年)

子育て等児童に対する相談支援事業

○市町村・・・地域における身近な相談支援を実施

- ・ 児童委員・主任児童委員制度
- ・ 母子保健事業
- ・ 生後4か月までの全戸訪問事業
- ・ 地域子育て支援拠点事業

等

○都道府県等・・・困難な事例について専門的な相談支援を実施

- ・ 児童相談所における相談支援
- ・ 市町村も含めた虐待防止のネットワーク

等

児童委員・主任児童委員について

1 児童委員及び主任児童委員

- 児童委員は、市町村の区域に置かれ、民生委員法に基づく民生委員を兼ねる。
- 厚生労働大臣が児童委員のうちから主任児童委員を指名。

2 職務

- 児童委員は、
 - ・ 児童及び妊産婦の生活環境の情報を適切な把握
 - ・ 福祉サービス等の適切な利用のために必要な情報の提供等
 - ・ 社会福祉事業を行う者等との連携、児童福祉司等の職務への協力を行う。
- 主任児童委員は、児童の福祉に関する機関と児童委員の連絡調整、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。

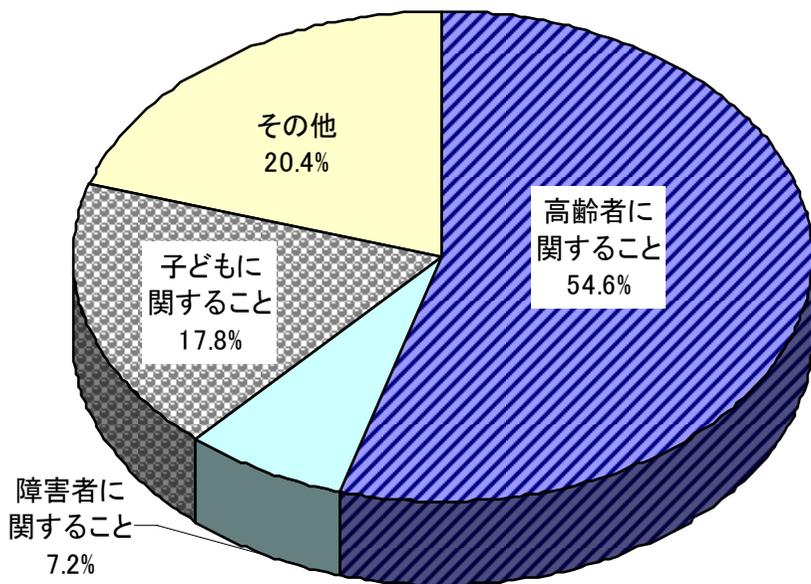
3 委嘱者数

計	児童委員	主任児童委員
227,284人	206,327人	20,957人

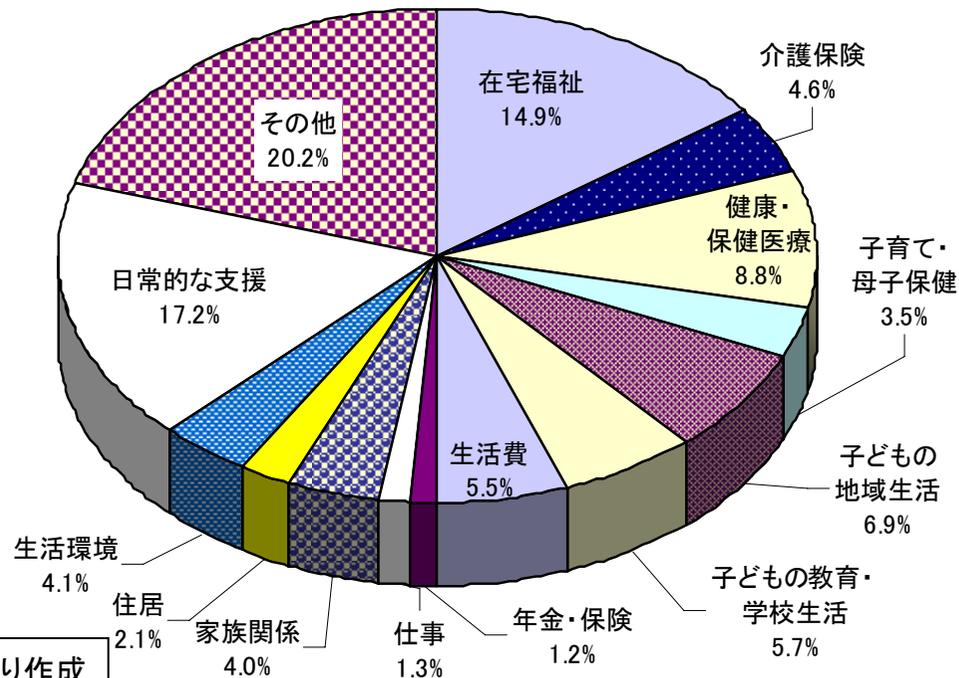
(平成19年12月1日現在)

- 年間の総活動件数は約3,000万件。
- 相談支援活動については、784万件を超えており、
 - ① 分野別では、「高齢者に関すること」が半数を超え、「子どもに関すること」が2割弱、「障害者に関すること」が1割弱。
 - ② 内容別では、日常的な支援、在宅福祉、健康・保健医療、児童関係など幅広い相談を実施。
- 民生・児童委員1人の1月当たりの活動は、相談支援件数が約3件、訪問連絡調整回数が約17件、その他の活動件数が約8件で、1月当たりの平均活動日数は、13.2日。

分野別相談・支援件数(全体)



内容別相談・支援件数(全体)



厚生労働省「平成17年度社会福祉行政業務報告」(平成19年1月)より作成

児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号) 抄

第五節 児童委員

第十六条 市町村の区域に児童委員を置く。

- ② 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。
- ③ 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。
- ④ 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第五条の規定による推薦によつて行う。

第十七条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
 - 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
 - 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
 - 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。
- ②主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員(主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。)との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。
 - ③ 前項の規定は、主任児童委員が第一項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。
 - ④ 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

第十八条 市町村長は、前条第一項又は第二項に規定する事項に関し、児童委員に必要な状況の通報及び資料の提供を求め、並びに必要な指示をすることができる。

- ② 児童委員は、その担当区域内における児童又は妊産婦に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。
- ③ 児童委員が、児童相談所長に前項の通知をするときは、緊急の必要があると認める場合を除き、市町村長を経由するものとする。
- ④ 児童相談所長は、その管轄区域内の児童委員に必要な調査を委嘱することができる。

母子保健分野における相談支援事業について

○市町村等において、以下の事業を実施。

○ 母子健康手帳の交付

- ・ 妊娠の届出をした妊婦に対し交付。
- ・ 妊産婦及び乳幼児の健康状態を一貫して記録するとともに、妊娠、出産、育児に関する情報を記載。

(○ マタニティマークの普及)

○ 妊婦健診の実施

- ・ 必要に応じて妊婦に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨。

○ 両（母）親学級の開催

- ・ 母子保健に関する正しい知識の普及と相談指導を集団で実施。

○ 妊産婦、未熟児、新生児等に対する訪問指導

- ・ 必要に応じて医師、助産師、保健師等が家庭を訪問し、保健指導を実施。

○ 乳幼児健診の実施

- ・ 1歳6か月児及び3歳児に対して、健康診査を行うことを義務づけて実施。
- ・ この他必要に応じて乳幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを
勧奨。等

生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)【実施主体:市区町村】

生後4か月までの全戸訪問

訪問内容

- ・ 子育て支援の情報提供
- ・ 母親の不安や悩みに耳を傾ける
- ・ 養育環境の把握

家庭訪問者

保健師・助産師・看護師、保育士、
愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子
育て経験者等について、人材発掘・研修を
行い、幅広く登用



ケース対応会議

育児支援家庭訪問
事業

全戸訪問の結果に基づき、必要に応じケース対応会議を行うとともに、要支援家庭に対する訪問指導を行う。

要保護児童対策地域協議会
(虐待防止ネットワーク)

ポピュレーションアプローチ

ハイリスクアプローチ

平成19年度「生後4か月までの全戸訪問事業」及び「育児支援家庭訪問事業」都道府県別実施状況

	生後4か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		育児支援家庭訪問事業			生後4か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		育児支援家庭訪問事業	
	実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率		実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率
北海道	103	57.2%	70	38.9%	滋賀県	18	69.2%	13	50.0%
青森県	19	47.5%	11	27.5%	京都府	16	61.5%	14	53.8%
岩手県	30	85.7%	20	57.1%	大阪府	18	41.9%	31	72.1%
宮城県	35	97.2%	31	86.1%	兵庫県	28	68.3%	23	56.1%
秋田県	13	52.0%	4	16.0%	奈良県	16	41.0%	15	38.5%
山形県	28	80.0%	20	57.1%	和歌山県	10	33.3%	6	20.0%
福島県	26	43.3%	14	23.3%	鳥取県	15	78.9%	3	15.8%
茨城県	24	54.5%	20	45.5%	島根県	17	81.0%	11	52.4%
栃木県	18	58.1%	17	54.8%	岡山県	17	63.0%	16	59.3%
群馬県	26	68.4%	15	39.5%	広島県	18	78.3%	11	47.8%
埼玉県	27	38.6%	25	35.7%	山口県	14	63.6%	10	45.5%
千葉県	27	48.2%	15	26.8%	徳島県	12	50.0%	9	37.5%
東京都	27	43.5%	42	67.7%	香川県	10	58.8%	6	35.3%
神奈川県	12	36.4%	15	45.5%	愛媛県	7	35.0%	5	25.0%
新潟県	25	71.4%	16	45.7%	高知県	19	54.3%	11	31.4%
富山県	11	73.3%	4	26.7%	福岡県	31	47.0%	31	47.0%
石川県	19	100.0%	19	100.0%	佐賀県	19	82.6%	8	34.8%
福井県	14	82.4%	6	35.3%	長崎県	21	91.3%	16	69.6%
山梨県	20	71.4%	19	67.9%	熊本県	29	60.4%	13	27.1%
長野県	47	58.0%	28	34.6%	大分県	11	61.1%	9	50.0%
岐阜県	21	50.0%	15	35.7%	宮崎県	10	33.3%	5	16.7%
静岡県	30	71.4%	18	42.9%	鹿児島県	23	46.9%	10	20.4%
愛知県	29	46.0%	35	55.6%	沖縄県	33	80.5%	17	41.5%
三重県	20	69.0%	12	41.4%	全国平均	1,063	58.2%	784	42.9%
					平成18年度	-	-	451	24.6%
						※ 各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。			
						※ 平成19年度予定			

地域子育て支援拠点事業

○ 子育て中の親の育児不安に対応するため、地域において子育て親子が気軽に集まり、交流・相談できる拠点を設置（実施主体：市町村（NPO法人、社会福祉法人等への委託も可））

ひろば型

センター型

児童館型

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ②子育て等に関する相談・援助の実施
③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

常設のつどいの広場を
開設して実施

出張ひろば(加算)→次年度開設のステップ

地域の子育て力を
高める取組(加算)
→学生等ボランティアの
受入・養成、世代間・異年齢
児の交流、父親の育児参加
促進、公民館等地域に
出向いた支援活動

専任の保育士等を配置して
園庭や専用スペース、
地域資源を活用して実施

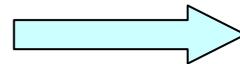
※公民館等地域に出向いた
地域支援活動の実施が必須

民営の児童館の学齢児が
来館する前の時間を活用し、
子育て中の当事者等を
スタッフとして交えて実施

地域の子育て力を
高める取組(加算)
→学生等ボランティアの
受入・養成

平成16年度 2,940力所

(地域子育て支援センター事業、つどいの広場事業)



平成19年度 4,393力所

※H19.10月下旬時点の実施力所数(見込みも含む)

児童相談所の概要

1 設置主体

- 都道府県・指定都市及び児童相談所設置市(横須賀市・金沢市)

2 業務

- ① 相談、調査、診断、判定、援助決定
- ② 在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等
- ③ 一時保護 等

3 職員

- 所長、児童福祉司、精神科医(嘱託可)、児童心理司等(児童相談所の規模によって異なる。)
- 職員総数8,331人(平成19年4月1日現在)

4 設置力所数

- 196カ所(平成19年7月1日現在)
うち、一時保護所を併設する児童相談所 117カ所

児童相談所における相談件数の推移

- 児童相談所の相談総数のうち、約7割を障害・育成相談が占める。
- 全国の児童相談所における各種相談件数のうち、虐待相談が急増している。

(単位:件)

	児童相談所数	相談総数	養護相談		非行関係相談	障害相談	育成相談	その他の相談
				虐待相談				
平成12年度	174	361,124	52,851 15%	17,725 5%	17,073 5%	189,581 52%	68,357 19%	33,262 9%
平成13年度	175	381,843	61,525 16%	23,274 6%	16,841 4%	203,218 53%	67,424 18%	32,835 9%
平成14年度	180	398,025	63,886 16%	23,738 6%	15,670 4%	223,937 56%	63,584 16%	30,948 8%
平成15年度	182	341,629	66,301 19%	26,569 8%	16,508 5%	159,017 47%	65,478 19%	34,325 10%
平成16年度	182	351,838	74,435 21%	33,408 9%	18,084 5%	158,598 45%	65,356 19%	35,365 10%
平成17年度	187	349,911	75,668 22%	34,472 10%	17,571 5%	162,982 47%	61,304 18%	32,386 9%
平成18年度	191	381,757	78,863 21%	37,323 10%	17,166 4%	194,871 51%	61,061 16%	29,796 8%

児童虐待相談対応件数の推移

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、直近の平成18年度においては3.2倍に増加。

平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
(1.00)	(1.06)	(1.25)	(1.46)	(1.78)	(2.47)	(3.73)	(4.86)	(6.30)
1,101	1,171	1,372	1,611	1,961	2,722	4,102	5,352	6,932
平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
(10.56)	(16.10)	(21.13)	(21.56)	(24.13)	(30.34)	(31.31)	(33.90)	
11,631	17,725	23,274	23,738	26,569	33,408	34,472	37,323	

(注) 表中、上段()内は、平成2年度を1とした指数(伸び率)である。

